

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案の意見提出手続（パブリックコメント）を実施します

桐生市の再生可能エネルギー発電設備の設置に関する取り組みの方向性などを示す「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案」について、市民の皆様からのご意見を募集します。

- 期 間 令和7年6月2日（月）～7月2日（水）
- 配布場所 桐生市役所建築指導課、市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体

■提出方法

住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 直接提出・・・桐生市役所2階建築指導課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
- (2) 郵送・・・〒376-8501桐生市役所建築指導課あて
- (3) ファクシミリ・・・0277-46-2307
- (4) 電子メール・・・shido@city.kiryu.lg.jp

※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。

■内容

再生可能エネルギー発電設備の設置事業については、条例に基づき許可制となっています。

市民の皆様の安全で安心な生活環境などを維持する観点から、これまで許可の対象となっていなかった系統用蓄電池を、新たに許可の対象に加えるものです。

※詳しくは、桐生市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/koho/publiccomment/index.html>



問い合わせ

都市整備部建築指導課開発指導係

担当 小堀・柳

TEL 0277-48-9034